

使用料の見直しについて

別杵速見地域広域市町村圏事務組合

令和3年9月

使用料見直しの背景

1 各事業特別会計決算の状況

	歳入①	歳出②	差引①－②
秋草葬斎場	330,292千円	537,944千円	▲207,652千円
藤ヶ谷清掃センター	262,555千円	1,212,852千円	▲950,297千円

※平成30年度から令和2年度（見込み）までの3か年平均

※歳入には、繰入金（構成団体負担金）を含まない

※歳出には、施設整備費を含む

●収支の不足分については、構成団体（2市1町）からの負担金（住民の負担）で補っている

2 施設ごとの背景

1) 秋草葬斎場

・更新事業の完了に伴う施設利用形態の変更

告別収骨室の個室化

・受益者負担の適正化

昭和60年以来使用料を改定していない（非住民については、平成30年度改正）

2) 藤ヶ谷清掃センター

・排出量（持込量）に応じた受益者負担 → ごみ減量化の促進

・近隣自治体との均衡 → 他自治体とのごみの流入・流出の防止

改定の方針

1 受益者負担の公平性と適正化

・受益者負担率の考え方

(別府市策定 使用料の見直しにあたっての基本的方針より抜粋)

		民間施設における代替性	
		非市場性 (公共性)	市場的
市民生活における必要性	選択的	【分類Ⅲ】 受益者負担率 50% 市民生活を快適にするもので、行政が提供する必要があるもの ・社会福祉会館 ・中央公民館、地区公民館など	【分類Ⅳ】 受益者負担率 75% 市民生活を快適にするもので、行政以外でも提供できるもの ・市民ホール、ドッグラン ・パークゴルフ場など
	必需的	【分類Ⅰ】 受益者負担率 0% 市民生活に不可欠なもので、行政が提供する必要があるもの ・道路 ・公園など ・図書館など	【分類Ⅱ】 受益者負担率 50% 市民生活に不可欠なもので、行政以外でも提供できるもの ・学校 (体育館、会議室)

・利用あたりの原価の算出

安定運営を図るため、施設の維持管理運営のために支出した人件費、物件費、減価償却費などの費用をもとに、使用料算定のための原価を算出

・激変緩和措置

急激な上昇による負担を軽減するため改定率の上限を2倍に設定

2 近隣自治体との均衡

・県内自治体との均衡を図る

1) 秋草葬斎場事業概要(現行)

- (1) 施設の名称 秋草葬斎場
 (2) 所在地 速見郡日出町大字平道字秋草291番地1
 (3) 事業開始 昭和53年4月1日

(4) 施設の概要

※改修後(令和3年8月)

・敷地面積	10,643.75 m ²	10,643.75 m ²
・建物	鉄筋コンクリート平屋建	鉄筋コンクリート平屋建, 一部鉄骨3階建(排ガス処理棟)
・面積	1,531.01 m ²	2,489.24 m ²
火葬棟及び待合棟	1,238.87 m ²	1,267.37 m ²
増築待合棟	292.14 m ²	292.13 m ²
排ガス処理棟他	—	929.74 m ²
・火葬炉,設備等	火葬炉9基(うち2基:大型炉)	火葬炉9基(うち1基:大型炉), 排ガス処理設備5基

設備等改修事業(平成29年度~令和3年度)

- ・工事費 1,765,220 千円
 ・着工 平成30年2月14日
 ・完成 令和3年8月15日
 ・総事業費 1,872,790 千円(平成26年度~令和3年度)

(6) 火葬時間 11時・13時・15時の3回

(7) 定休日 1月1日のみ

(5) 使用料

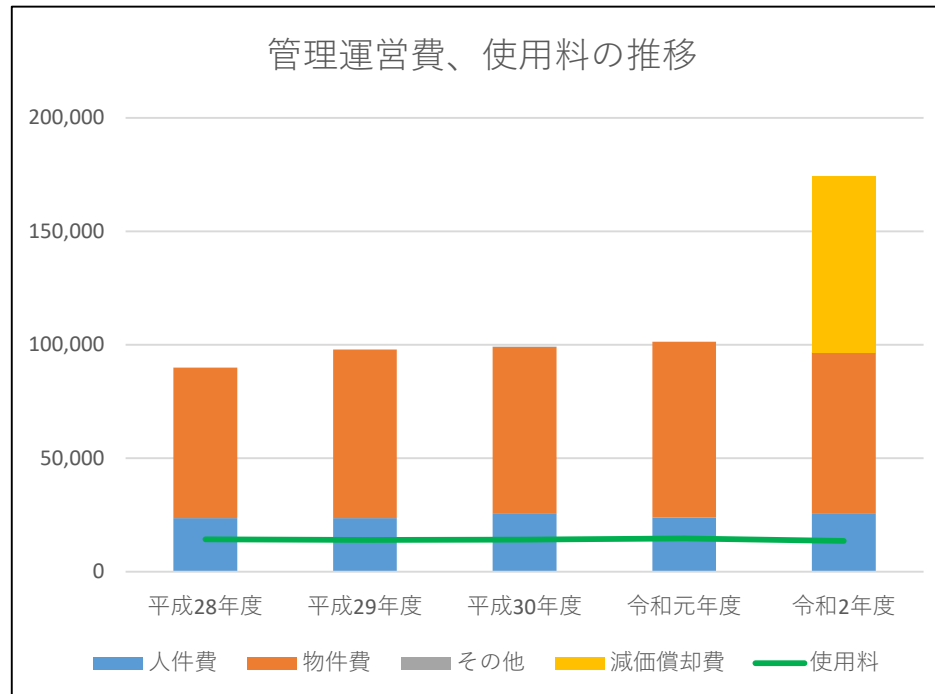
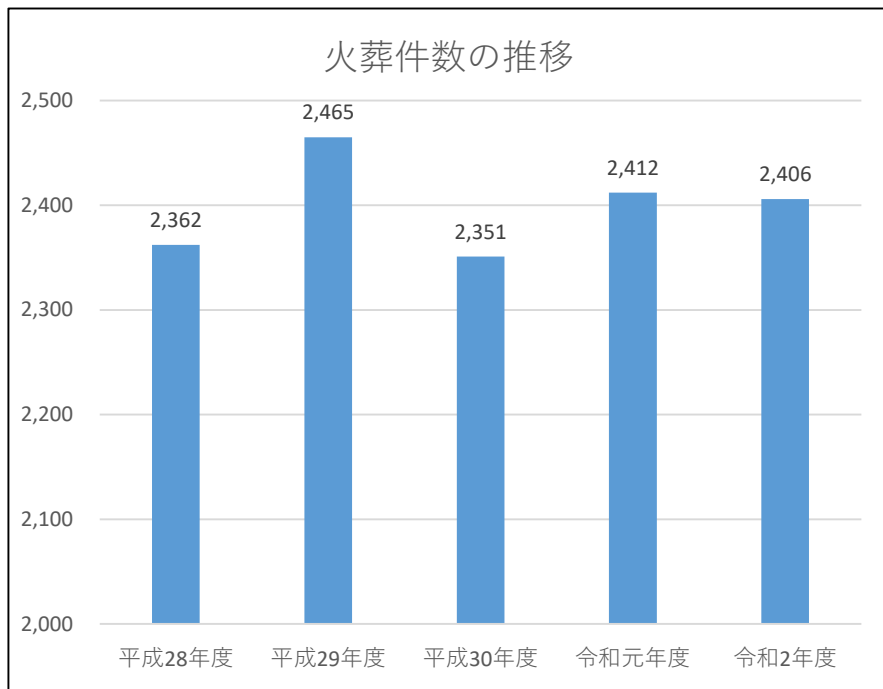
(単位:円)

施設の名称	種別	単位	使用料		概要
			住民 (イ)	住民以外 (ロ)	
火葬室	12歳以上の遺体	1体	5,000	40,000	1 「1個」とは、縦45cm、横30cm、高さ30cm以内のものをいう。 2 安置室の使用時間が24時間未満であるとき又はその時間に24時間未満の端数があるときは、これらの時間は、24時間として使用料を計算する。
	12歳未満の遺体	1体	3,000	32,000	
	生後1か月未満の遺体	1体	2,000	32,000	
	死産児	1体	2,000	16,000	
	手術肢体及び 胞衣汚物	1個	2,000	16,000	
	改葬に伴う再火葬	1回	1,000	16,000	
	安置室	遺体保管の場合	1体 24時間ごと	1,040	
告別室	葬儀を行う場合	1回30分以内	2,610	6,540	
		1回30分を超え1時間以内	5,230	13,090	
		1回1時間を超え2時間以内	10,470	26,180	

料金改定: ※使用料(住民以外の方)の改定(H30.4.1施行)

※消費税率改正に伴う安置室及び告別室使用料の改定(R01.10.1施行)

秋草葬斎場

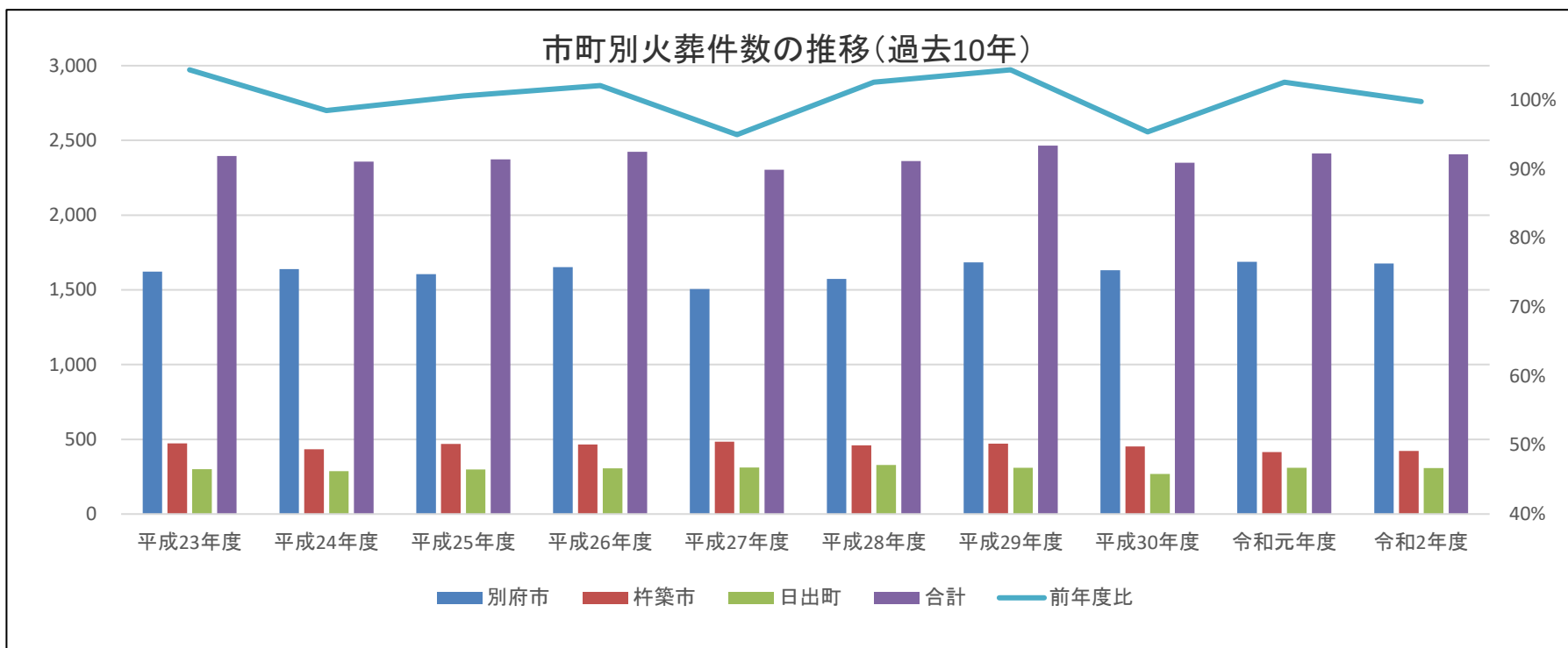


(単位：円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
使用料	14,278,160	14,052,900	14,206,670	14,668,310	13,569,720
対管理運営費割合	15.9%	14.4%	14.3%	14.5%	7.8%

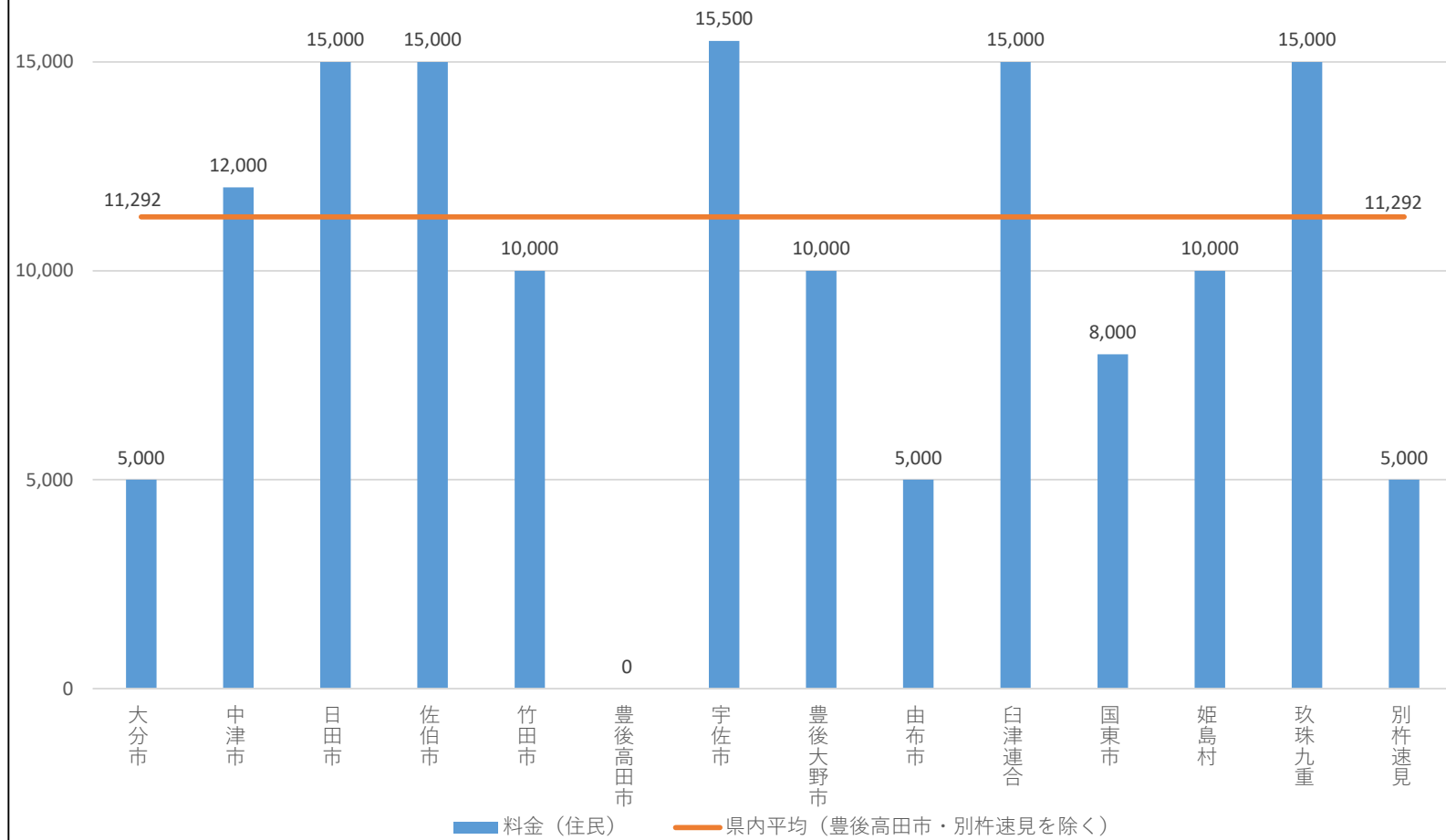
(単位：円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人件費	23,639,398	23,665,098	25,855,460	23,888,430	25,731,716
物件費	66,198,087	74,129,627	73,195,038	77,362,022	70,932,460
その他	3,000	3,000	3,000	3,000	6,000
減価償却費	0	0	0	0	77,669,658
合計	89,840,485	97,797,725	99,053,498	101,253,452	174,339,834



年度	別府市	杵築市	日出町	合計	前年度比
平成23年度	1,622	472	301	2,395	104.4%
平成24年度	1,639	433	287	2,359	98.5%
平成25年度	1,606	469	299	2,374	100.6%
平成26年度	1,652	465	306	2,423	102.1%
平成27年度	1,506	485	312	2,303	95.0%
平成28年度	1,574	460	328	2,362	102.6%
平成29年度	1,684	471	310	2,465	104.4%
平成30年度	1,631	452	268	2,351	95.4%
令和元年度	1,687	415	310	2,412	102.6%
令和2年度	1,676	423	307	2,406	99.8%

火葬室使用料（12歳以上・住民）



秋草葬斎場使用料改定の具体的検討

1 火葬1件当たりの原価の算出

管理 運営 費	項目	令和2年度
	人件費	25,732
	物件費	70,932
	その他	6
	減価償却費	77,670
合計 (千円)	174,340	

令和2年度の火葬件数	2,406
一件当たりの原価 (円)	72,460

現行の使用料は5,000円

現行の受益者負担率は5,000円 ÷ 72,460円 = 6.9%

2 改定の基本方針

- ① 告別収骨室の個室化による料金の適正化
告別室を解体（廃止）し、個室の告別収骨室を5部屋設置
- ② 施設運営費に対する適正な受益者負担 ⇒ 受益者負担率を50%に設定
- ③ 激変緩和措置 ⇒ 改定率上限を2倍に設定
- ④ 県内自治体の使用料を考慮 ⇒ 県内平均程度に改定
平均 11,300円 最高15,500円 最低5,000円
※無料の豊後高田市除く

3 使用料 (案)

(単位: 円)

施設の 名称	種 別	単 位	使用料		
			住 民		住民以 外の者
			旧	新	改定なし
火葬室	12歳以上の遺体	1 体	5,000	10,000	40,000
	12歳未満の遺体	1 体	3,000	6,000	32,000
	生後1か月未満の 遺体	1 体	2,000	4,000	32,000
	死産児	1 体	2,000	4,000	16,000
	手術肢体及び 胞衣汚物	1 個	2,000	4,000	16,000
	改葬に伴う再火葬	1 回	1,000	2,000	16,000
安置室	遺体保管の場合	1 体 24時間 ごと	1,040	2,080	5,090

告別室	葬儀を行う場合	1回30分 以内	2,610	削除	6,540	削除
		1回30分を 超え 1時間以内	5,230	削除	13,090	削除
		1回1時間 を超え 2時間以内	10,470	削除	26,180	削除

使用料(案)増額見込み	14,000千円
-------------	----------

2) 藤ヶ谷清掃センター事業概要（現行）

- (1) 施設の名称 藤ヶ谷清掃センター
 (2) 所在地 別府市大字平道字藤ヶ谷次の333番3
 (3) 総面積 94,455㎡
 (4) 施設の概要

・運転開始	平成26年6月15日
・総事業費	9,870,000千円

(A) ごみ焼却処理施設

・敷地面積	25,502㎡
・延床面積	11,283.5㎡
・構造	鉄筋コンクリート及び鉄骨造 (地上4階、地下2階)

●高効率ごみ発電施設

・処理能力	235t /24h (117.5t/24h×2炉)
・炉型式	全連続燃焼方式焼却炉 (ストーカ式)
・発電設備	蒸気タービン発電機 (4,000kW)
・灰処理設備	(焼却灰)セメント材料, (飛灰)薬剤安定化処理

●リサイクルセンター

・処理能力	25t /5h (日)
・形式	破碎及び磁力選別、アルミ選別
・処理対象物	不燃ごみ・粗大ごみ

(B) 埋立処分地施設

えん堤	鉄筋コンクリート造 (高さ20m×巾5m×長さ96m)
埋立面積	24,636㎡
埋立容積	397,120㎥
処理方法	埋立処理、サンドイッチ工法

(5) 施設の運営

事業方式	公設民営方式 (整備, 運営・維持管理を一括委託)
受託者	別杵速見環境テクノロジー(株)
委託期間	15年間(平成26年6月15日～令和11年6月14日)
委託金額	8,853,906千円

・ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設等使用料

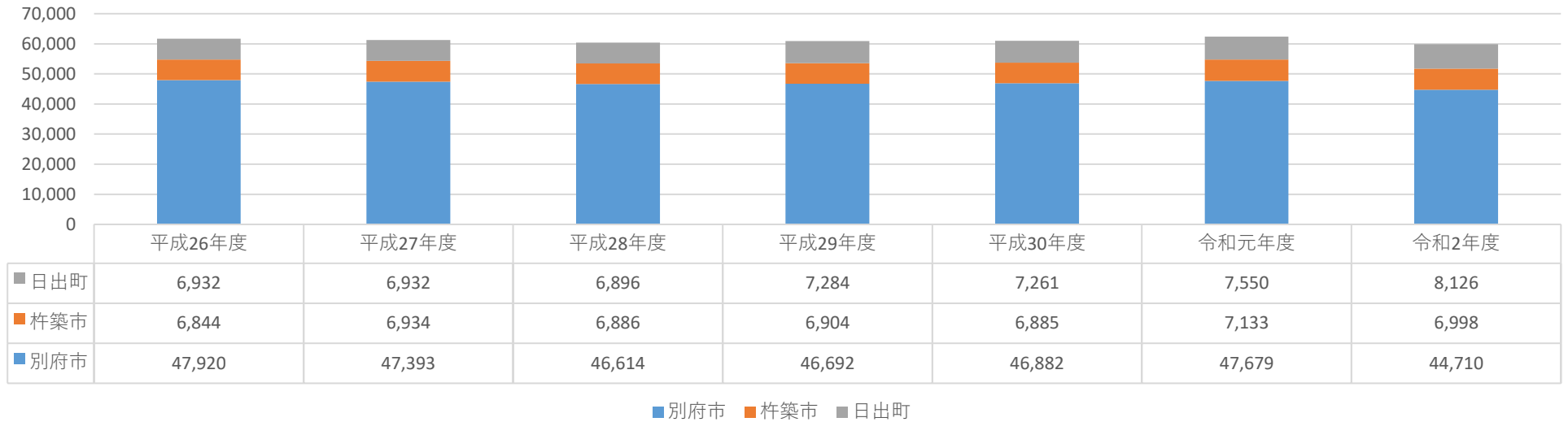
区 分		金 額
個人が直接搬入する家庭系廃棄物	90キログラムまで	無 料
	90キログラムを超え 100キログラムまで	470円
	100キログラムを超える部分	10キログラム増すごとに 40円を加算
事業系廃棄物、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物	100キログラムまで	1,040円
	100キログラムを超える部分	10キログラム増すごとに 100円を加算

※最新料金改定：消費税率改正に伴うもの (R1.10.1)

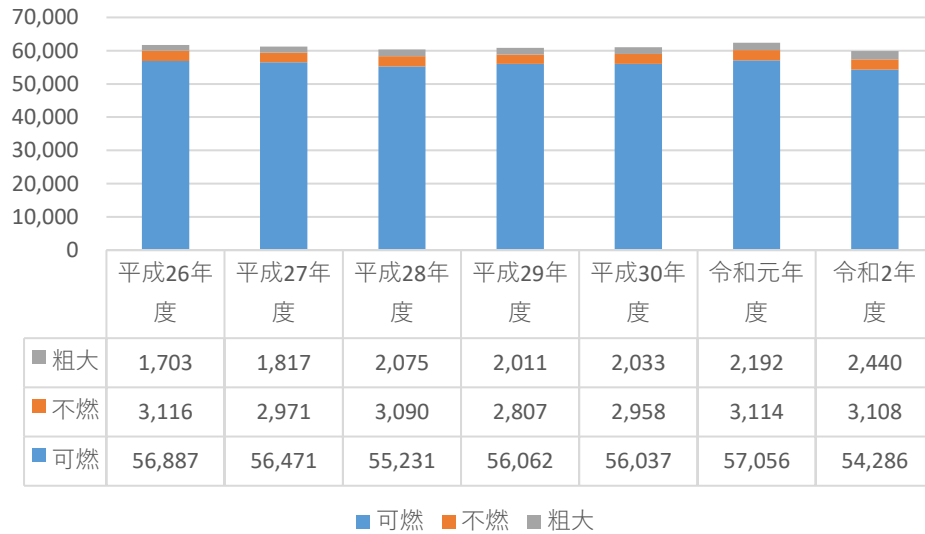
(備考)

- 重量は、施設の計量器にて表示された数値による。
- 「家庭系廃棄物」「事業系廃棄物」及び「事業系一般廃棄物」は、それぞれ別府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成9年別府市条例第8号)第2条第2項の規定の例による。
- 「産業廃棄物」は、別府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第11条の規定の例による

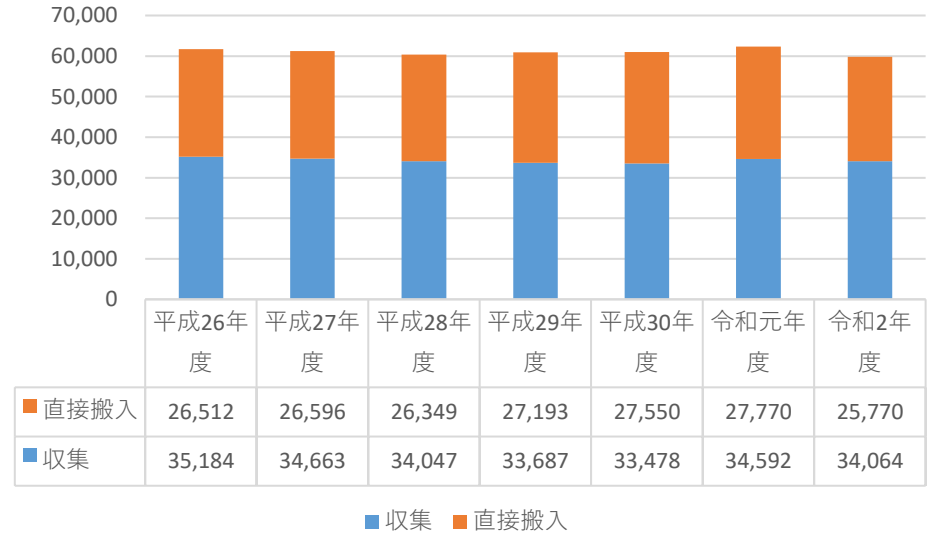
市町別の搬入状況



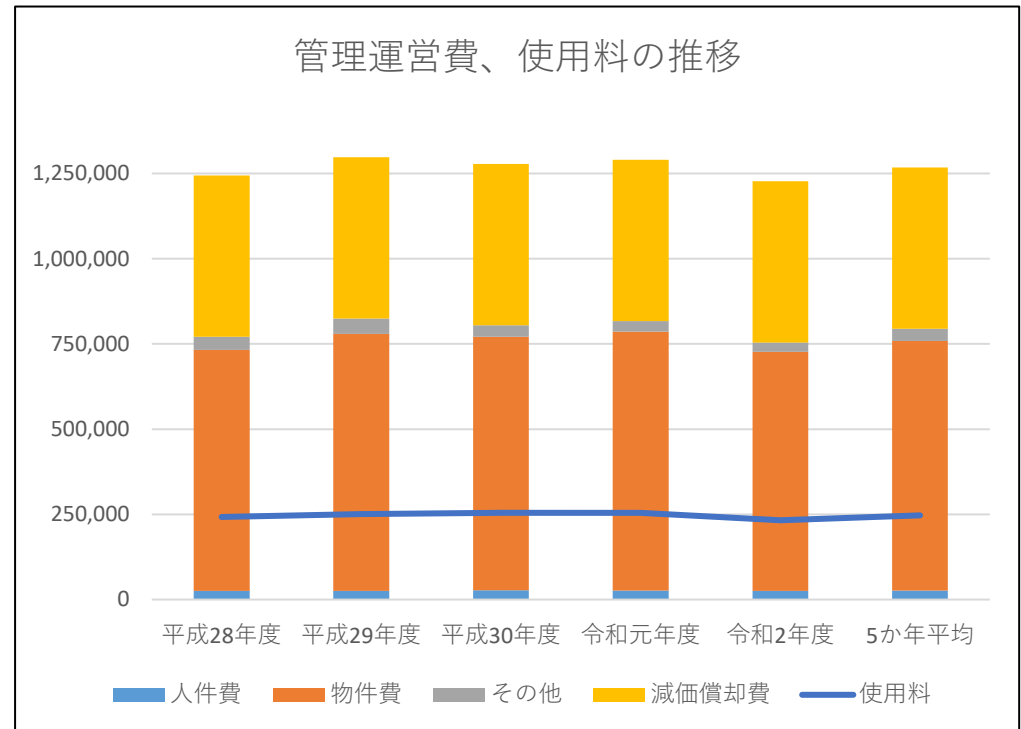
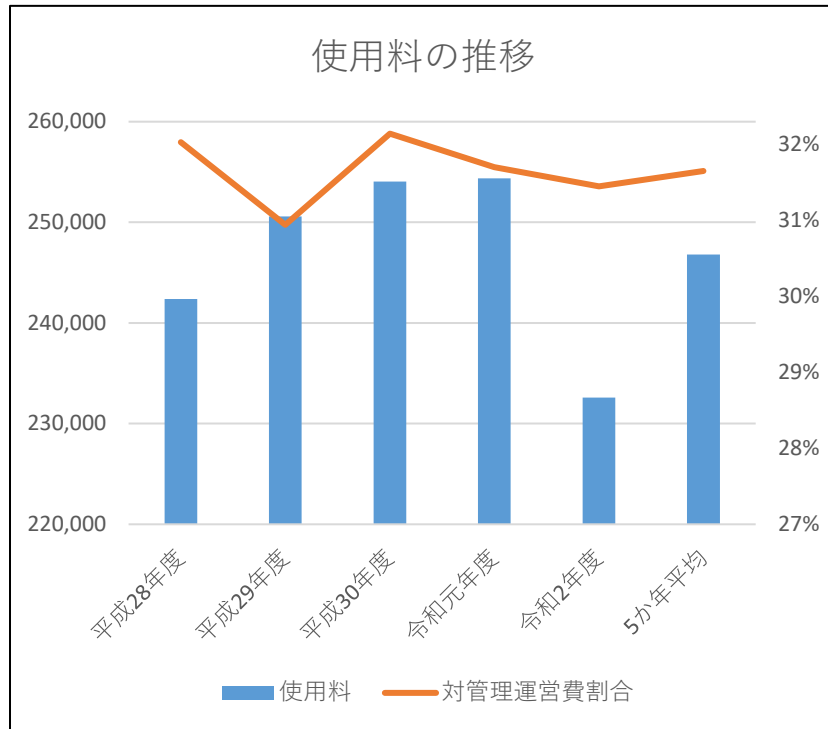
ごみ種類別の搬入状況



収集ごみ直接搬入ごみ別状況



藤ヶ谷清掃センター

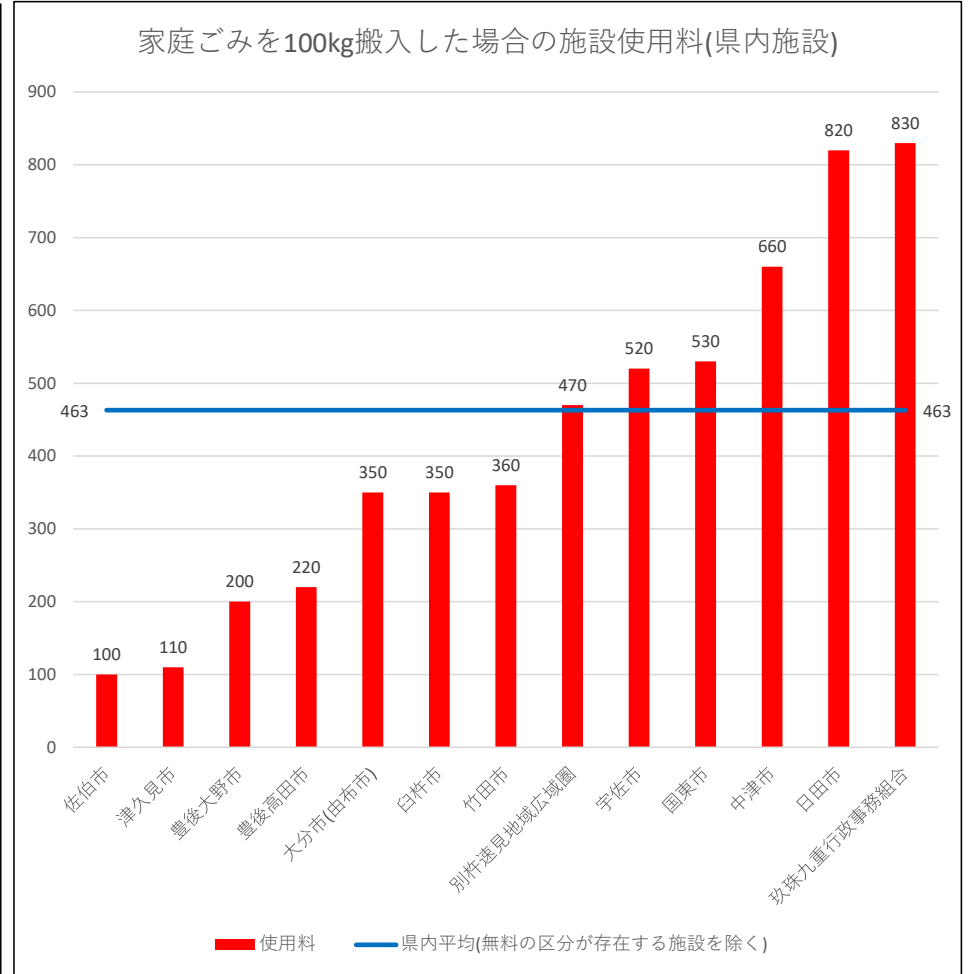
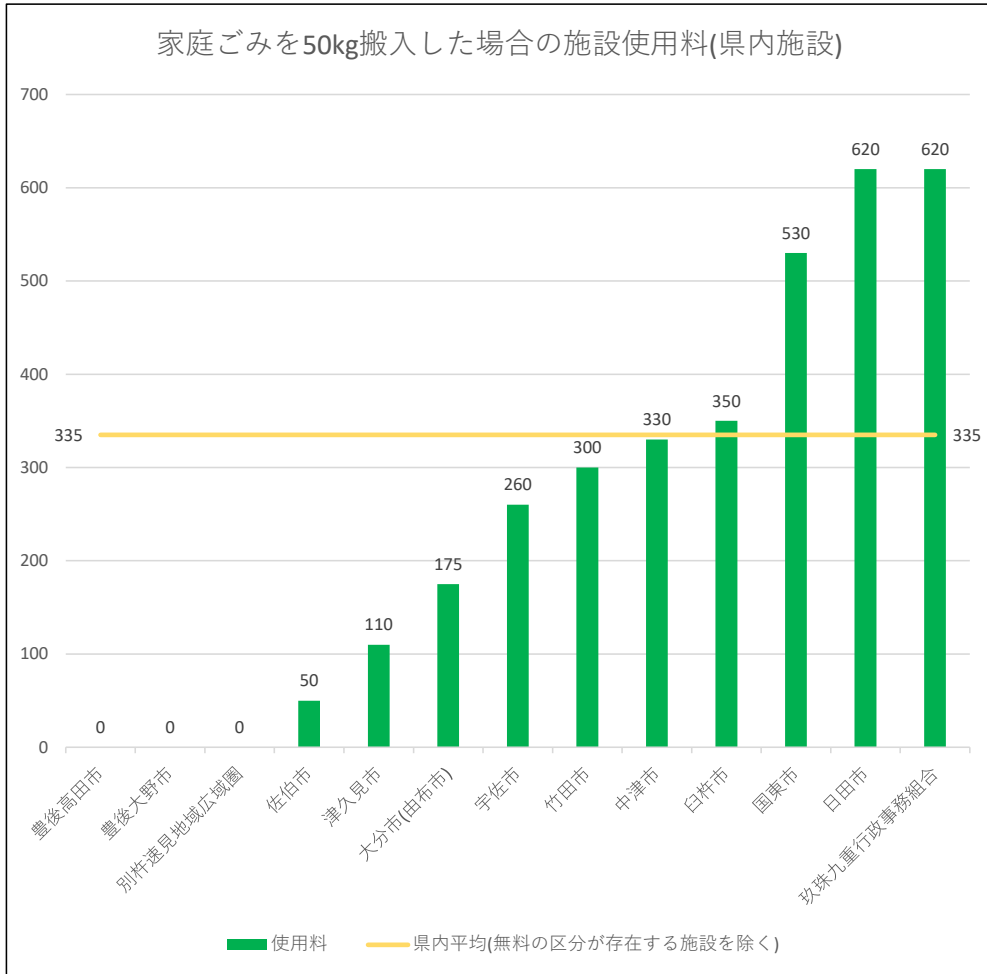


(単位：円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	5か年平均
使用料	242,369,600	250,589,320	254,055,220	254,359,890	232,598,190	246,794,444
対管理運営費割合	32.0%	30.9%	32.1%	31.7%	31.4%	31.6%

(単位：円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	5か年平均
人件費	25,395,770	25,513,319	27,230,507	26,571,658	25,508,263	26,043,903
物件費	706,996,119	754,112,137	743,994,126	759,158,962	701,066,611	733,065,591
その他	38,426,377	44,404,299	33,353,816	30,825,458	27,244,778	34,850,946
減価償却費	473,760,000	473,760,000	473,760,000	473,760,000	473,760,000	473,760,000
合計	1,244,578,266	1,297,789,755	1,278,338,449	1,290,316,078	1,227,579,652	1,267,720,440



藤ヶ谷清掃センター使用料改定の具体的検討

1 ごみトン当たりの処理原価の算出

管 理 運 営 費	項目	5か年平均
	人件費	26,044
	物件費	733,065
	その他	34,851
	減価償却費	473,760
合計 (千円)	1,267,720	

ごみ処理量 (t)	60,900
一トン当たりの原価 (円)	20,816

現行の事業系ごみの受益者負担率は $10,040円 \div 20,816円 = 48.2\%$

現行の家庭系ごみの受益者負担率は $4,070円 \div 20,816円 = 19.6\%$

2 改定の基本方針

①持込み量に応じた料金体系⇒ごみ減量化

10kgごとの従量制、無料区分の解消

②施設運営費に対する適正な受益者負担

⇒住民の受益者負担を25%程度まで引き上げ

⇒10kg毎の単価を50円に引き上げ（現行40円）

③県内自治体の使用料を考慮

他自治体とのごみの流入出防止

3 使用料 (案)

区 分		金 額	区 分	金 額
個人が直接搬入する家庭系廃棄物	90kgまで	無 料	20kgまで	100円
	90kgを超え 100kgまで	470円	20kgを 超える部分	10kg 増すごとに 50円を加算
	100kgを超える 部分	10kg 増すごとに 40円を加算		
事業系廃棄物、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物	100kgまで	1,040円	改定なし	
	100kgを超える 部分	10kg 増すごとに 100円を加算		

新旧使用料金額比較表

ごみ重量	使用料		差額
	現行	改定案	
10kg	0	100	100
20kg	0	100	100
30kg	0	150	150
50kg	0	250	250
90kg	0	450	450
100kg	470	500	30
200kg	870	1,000	130
300kg	1,270	1,500	230

令和2年度家庭系直接搬入台数の実績と使用料（案）の増額見込み

重量	搬入台数		累計台数		改定案	
		全体中の割合		累計割合	料金(円)	増収見込額
～10kg	7,257	16.8%	7,257	16.8%	100	725,700
～20kg	6,414	14.9%	13,671	31.7%	100	641,400
～30kg	5,654	13.1%	19,325	44.9%	150	848,100
～40kg	4,783	11.1%	24,108	56.0%	200	956,600
～50kg	3,843	8.9%	27,951	64.9%	250	960,750
～60kg	3,056	7.1%	31,007	72.0%	300	916,800
～70kg	2,327	5.4%	33,334	77.4%	350	814,450
～80kg	1,871	4.3%	35,205	81.7%	400	748,400
～90kg	1,450	3.4%	36,655	85.1%	450	652,500
合計	36,655					
91kg～100kg	1,065	2.5%	37,720	87.5%	500	31,950
100kg～200kg	4,203	9.8%	41,923	97.3%	～1000	296,570
201kg～300kg	782	1.8%	42,705	99.1%	～1500	136,330
301kg～400kg	232	0.5%	42,937	99.6%	～2000	64,680
401kg～500kg	81	0.2%	43,018	99.8%	～2500	30,600
500kg超	70	0.2%	43,088	100.0%	2550～	40,880
年間搬入件数全体	43,088				増額分（無料区分）	7,264,700
					増額分（有料区分）	601,010
					合計	7,865,710
	R2収入額 (家庭系直接)	年間収入額計				
		4,655,590				